対象の事業者は
早めに申請を

「卸売・小売・サービス業事業継続支援金」・「飲食店休業等協力金」の申請受け付け中

【卸売・小売・サービス業事業継続支援金】

市では、新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが前年同月比で20%以上減少している卸売業、小売業、サービス業を営む事業者（従業員6人以上）に対して支援金を給付しています。

申請期限を延長していますので、市ホームページ（右記QRコードよりアクセス可能）で内容を確認の上、申請を。

▼**給付額**　最大50万円

▼**申請方法**　原則郵送で11月30日（月・当日消印有効）まで

【飲食店休業等協力金】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市内で飲食店を営業する事業者が、10月22日～31日の期間、市からの協力依頼に応じて休業した場合や、感染防止対策をした上で営業時間の短縮等をした場合に、協力金を支給します。市ホームページ（右記QRコードよりアクセス可能）で内容を確認の上、申請を。

▼**支給額**　1店舗当たり20万円

▼**申請方法**　原則郵送で11月30日（月・必着）まで

■**問い合わせ・申請先**　商工労政課（〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1135）

意見や提案を
お寄せください

第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）への意見募集（パブリックコメント）

市では、高齢者に関する福祉施策と介護保険事業を総合的・体系的に実施していくため、「第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。このたび、計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼**募集期間**　11月16日(月)～12月15日(火・必着)

▼**閲覧方法**

○市ホームページから閲覧

○次の場所での閲覧（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

介護福祉課（市役所1階）、市役所総合案内所（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▼**対象**　①市内に住所を有する人、②市内に事務所または事業所を有する個人または法人など、③市内の事務所または事業所に勤務する人、④市内の学校に在学する人、⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人、⑥本計画（素案）に利害関係を有する人

▼**提出方法**　指定の様式または任意の様式に、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ「第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）への意見」など）を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

❶郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、介護福祉課宛て

❷介護福祉課へ直接持参(土・日曜日、祝日を除く)

❸ファクス…38-3101

❹Eメール…kaigo@city.hirosaki.lg.jp

❺「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

▼**意見の公表など**　寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

■**問い合わせ先**　介護福祉課介護事業係（☎40-7099）

未受診の人は
早めに受診を

健診は受けましたか？～今年度は3月15日まで～

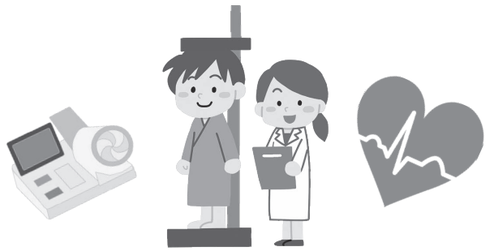

市では国民健康保険に加入している40～74歳の人には特定健診を、後期高齢者医療制度に加入している人には後期高齢者健診を無料で実施しています。どちらの健診も生活習慣病の早期発見、早期治療を目的としています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行していく病気ですので、病気を発見するためには健診が必要です。まだ受診していない人は早めに受診しましょう。

▼**料金**　無料（被保険者証と受診券を持参してください）

▼**健診実施期間**　令和3年3月15日まで

■**問い合わせ先**　特定健診…国保年金課国保健康事業係（☎35-1116）／後期高齢者健診…国保年金課後期高齢者医療係（☎40-7046）

残りわずかです
申請はお早めに

老朽化した空き家の除却を支援します

老朽化した空き家の除却を支援するため、補助金を支給します。希望する人は早めに申請を。

▼**対象建物**　次の①～④の要件すべてに該当する、市内にある住宅として使用されていた空き家

①木造または鉄骨造／②一戸建ての住宅または床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋・共同住宅を除く）／③不良度の評点が100点以上（柱の傾斜や屋根、外壁が剝げるなど老朽化や損傷の程度が大きいもの）／④放置すれば周囲に影響を及ぼす恐れのあるもの

▼**対象者**　次の❶および❷の要件いずれにも該当する者（営利を目的とする法人を除く）

❶対象住宅の所有者または相続人等

❷市税等の滞納がない者

▼**対象工事**　市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者が行う工事

▼**補助金額**　除却に要する費用の40%（限度額50万円）

▼**募集戸数**　1戸程度（予算の範囲内で先着順）

▼**申請期限**　12月28日（月）まで

▼**申請の流れ**　市職員が敷地に立ち入り現地調査を実施します。市から通知された不良度の評点が100点以上の場合に、交付申請の手続きをすることができます。

▼**注意事項**　他にも条件がありますので、事前にお問い合わせください。なお、空き家を解体することで土地の固定資産税などが増額になる場合があります。

■**問い合わせ先**　建築指導課空き家対策係（☎40-0522）

屋根の雪下ろし用命綱を貸し出します

屋根の雪下ろし中の事故を防止するため、命綱等を貸し出します。数に限りがありますので、事前に貸出場所へお問い合わせください。

▼**貸出期間**　12月1日～令和3年3月25日

▼**受付時間**　午前8時30分～午後5時

▼**貸出用品**　命綱、安全帯およびヘルメット一式

▼**貸出場所**　弘前消防署（本町、☎32-5199）／東消防署（城東中央5丁目、☎27-1151）／枡形分署（豊原1丁目、☎33-4311）／西北分署（小友字神原、☎93-3310）／西分署（鳥井野字宮本、☎82-3311）

▼**その他**　年末年始も貸し出します。また、1回あたりの貸出期限は、貸出日から原則5日間とします。

■**問い合わせ先**　市民協働課（☎40-0384）